

生産方式革新事業活動用資産等の特別償却

対象税目：法人税・所得税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）
 ○人口減に伴う農業者の急減が見込まれる中で、スマート農業技術の普及を促進するための措置を講ずることとしており、スマート農業技術等の導入に係る負担について、特別償却により機械等導入当初の税負担を軽減し、生産方式革新事業活動の円滑な推進を支援する。これにより、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に貢献する。

当該措置の政策体系における位置づけ
 《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
 《中目標》I - 1 我が国の食料供給
 《政策分野》②食料自給力の確保

② 現行制度の概要
 根拠条文：租税特別措置法11の5、44の5
 創設年度：令和6年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前 **有**・無】【事後 **有**・無】

○スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等、農業者等の生産方式革新事業活動の促進に資する措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が、一定の基準に適合した生産方式革新事業活動用資産等の取得をして、生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その取額価額に次の償却率を乗じた金額の特別償却ができる。
 ①認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち農業の生産性の向上に著しく資するもの 32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）
 ②認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置のうち、生産方式革新事業活動の促進に特に資するもの 25%

減収額

年度	R6	R7					
金額（億円）	0	0					

（出所）農林水産省調べ

③ アクティビティ
 ○スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けてスマート農業技術の導入と併せて新たな生産の方式の導入を行う農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者に対して、スマート農業機械等の導入にかかる法人税または所得税の課税負担を軽減し、機械等の導入に関して投資を促すことで、農業者等のスマート農業技術の活用を促進する。

④ アウトプット

年度	R6	R7					
税制適用件数	0	0					
適用額（億円）	0	0					
【参考】認定件数	22 (3)	98 (1)					

※括弧内の数字は、税制適用を要望している計画数

（出所）農林水産省調べ

○アウトカムに対する効果分析

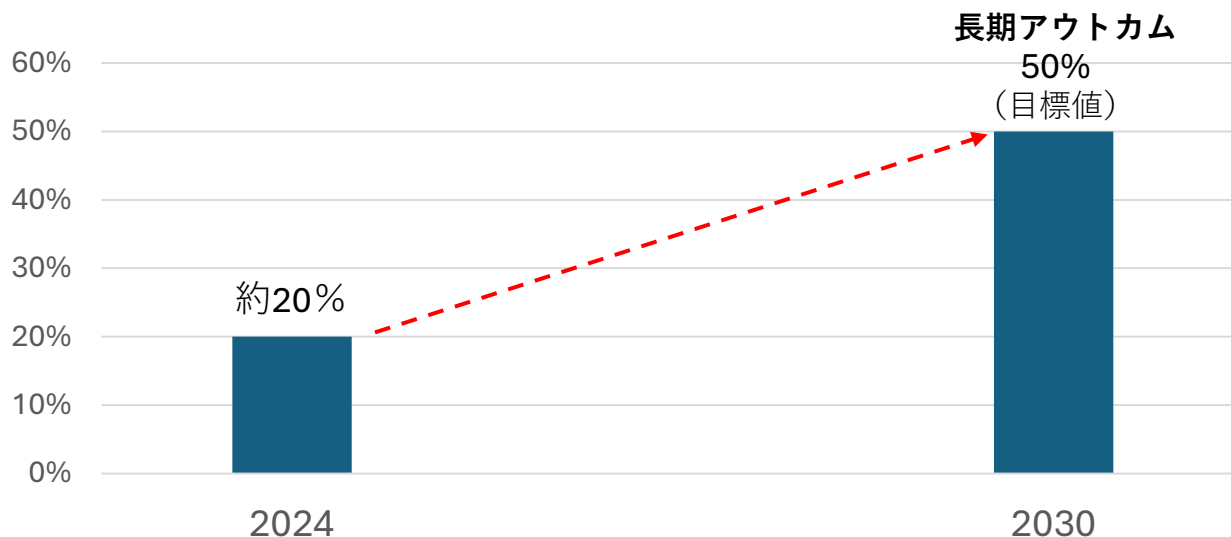
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画について、認定を受けた農業者等が、設備等の投資を行い、スマート農業技術の導入の取組を実施する。
⑤ 短期アウトカム	○生産方式革新実施計画の認定者（本特例措置活用者）におけるスマート農業技術を活用した面積の割合の増加幅 指標：生産方式革新実施計画の認定者（本特例措置活用者）におけるスマート農業技術を活用した面積の割合の増加幅 目標値：生産方式革新実施計画の認定者（本特例措置活用者）のスマート農業技術を活用した面積の割合の増加幅（前年差）の平均が、全国のスマート農業技術を活用した面積の割合（2030年農林業センサスから把握するスマート農業技術を活用した面積割合）の増加幅（前年差）を上回る 対象期間：2024年度～2029年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	-
⑥ 中期アウトカム	-
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	当該取組の横展開が進み、農業全体での技術活用が拡大することで、スマート農業技術を活用した面積の割合が増加する。
⑦ 長期アウトカム	○スマート農業技術を活用した面積の割合の増加 指標：2030年農林業センサスから把握するスマート農業技術を活用した面積割合 目標値：スマート農業技術を活用した面積の割合50% 対象期間：2030年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
法に基づく調査様式（実施状況報告書）	回収率100%、認定済の全ての計画の申請者に対し、提出を求めるもの。
農林業センサス（予定）（農林水産省）	全数調査により、全国の農業者のスマート農業技術を活用した面積の割合を正確に算定するため。
農業構造動態調査（農林水産省）	2030年（センサス年）までの進捗状況を確認するため。

●分析手法：統計調査や法に基づく調査様式を活用し、計算する。
 選定理由：本特例措置の効果を適切に算定することが可能であるため。

■ アウトカム

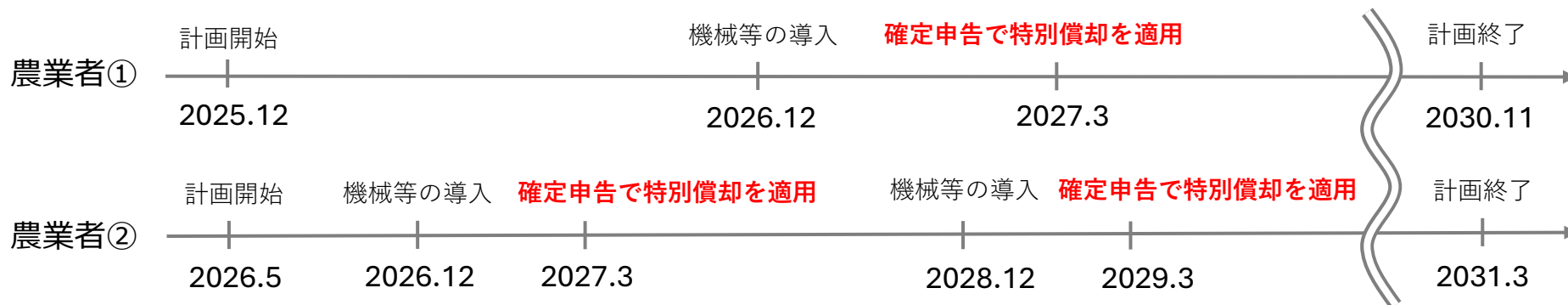
全国のスマート農業技術を活用した面積の割合の推移



農林水産省大臣官房統計部「令和6年農業構造動態調査」組替集計より算出

※短期アウトカムは毎年度における認定者（税制活用者）のスマート農業技術を活用した面積の割合の増加幅（前年差）の平均が全国のスマート農業技術を活用した面積の割合の増加幅（前年差）より大きいこと。

■ 特別償却適用時期の例



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○2025年の全国のスマート農業技術を活用した面積の割合について集計中であるため、現時点では評価ができない。		○2024年時点で、スマート農業技術を活用した面積の割合約20%（2025年のスマート農業技術を活用した面積の割合については、「2025年農林業センサス」組替集計で把握する。）
② 達成できていない場合の要因	—		—
③ 政策効果等	○本特例措置は法律施行から1年半程度と間もない措置であり、特に、機械・施設等の大規模な投資を行う取組等の税制特例の効果が大きい取組については、合意形成に一定の時間を要し、認定に至った取組は現時点でわずかであること、加えて、認定済みの計画についても、税制特例の活用を予定している事例も存在するが、機械導入がされていないなどの理由から、政策効果等の評価を行うことは困難である。しかしながら、今後は活用予定数が増加することを見込んでおり、十分な政策効果の発現が期待される。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○予算事業は予算額に限りがあるため、上限事業費が設定されていること、要件を満たしたとしても確実に採択されるものではないことから、予算措置のみでは、農業者が計画的にスマート農業に係る設備等の投資を行うことができないため、税制として措置することが必要である。		
⑤ 見直しの方向性	○令和7年4月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、新たに「スマート農業技術を活用した面積の割合50%」というKPIが設定されたところである。本特例措置がKPIの達成にさらに貢献できるよう、引き続き本特例措置が必要である。		

主担当部局 : 農林水産省大臣官房政策課技術政策室、農林水産省農産局技術普及課